

第 5 編 原子力災害対策計画編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この伊根町地域防災計画「原子力災害対策計画編」（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、府に隣接する福井県大飯郡高浜町の関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

（参考）災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、国の災害対策関係法律の基本法。

平成7年の阪神・淡路大震災以降も改正されてきたが、平成23年の東日本大震災の教訓・課題を受けて平成24年6月に改正された。

（参考）原子力災害対策特別措置法

平成11年のＪＣＯ臨界事故（茨城県東海村にある核燃料加工施設が起こした原子力事故）を受けて、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力防災を強化するため、平成11年に制定された災害対策基本法の特別法。

平成23年の東日本大震災の教訓・課題を受けて平成24年6月に改正された。直近では、令和3年4月に改正され、同年5月に施行された。

第2節 計画の性格

1 本町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、本町の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策計画編及び京都府地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて策定したものである。

計画策定に当たっては、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定している防災業務計画と抵触することがないように整合を図ったものである。

また、本町及び関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう、柔軟な体制を整備するものとする。

2 本町における他の災害対策との関係

本計画は、伊根町地域防災計画の「原子力災害対策計画編」に位置付けられることから、本計画に定めのない事項については本計画第1編「総則」、第2編「一般計画編」による。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は本町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認めるとき、又は国及び府の計画の見直し等が行われたときは、これを修正する。

従って、各機関においては、町防災会議の要請により、関係ある事項について、指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第3節 計画の周知徹底

本計画について、伊根町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において、平常時から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に関わる計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

また、本計画に揚げられた事項を円滑に運用するため、本町及び各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を策定し、万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策の留意点

本節は、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を参考に作成した。

1 原子力災害の特殊性

（1）放射性物質は五感で感じられない

原子力発電所のような原子炉施設で事故が発生し、気体状の放射性物質が漏れると、放射性プルームという状態になり、風に乗って風下方向に移動する。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウムなどの放射性物質が含まれており、外部被ばく、内部被ばくの原因となる。

このため、機器を使ったモニタリングを行い、SPEED Iを参考にしながら、防災指針における基準値以上の放射性物質を浴びることのないよう、防護対策が必要となる。

（参考）放射性プルーム

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が、大気とともに“煙突からの煙のように”流れる状態をいう。

種類	性質	どのように被ばくするか	
放射性希ガス (クリプトン、 キセノン等)	地表面等に 沈着しない	外部 被ばく	放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 (呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはない)
		内部 被ばく	①放射性プルームの通過中に直接吸入する。 ②沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによって、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける。
放射性ヨウ素、 放射性セシウム、 ウラン、プルトニウム等	地表面等に 沈着する	外部 被ばく	①放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 ②沈着した放射性物質から出される放射線を受ける。
		内部 被ばく	①放射性プルームの通過中に直接吸入する。 ②沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによって、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける。

(参考) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

被ばくの経路	概要
外部被ばく	人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。
内部被ばく	放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込まれ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。 ○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。 ○摂取経路（吸入、経口等）により、被ばく状況が異なる。 ○線量が直読できない。 測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。 摂取日、摂取経路（吸入、経口など）、核種、物質の特性等の情報が必要。

(2) 晩発的及び遺伝的な人体への影響を考慮する必要がある

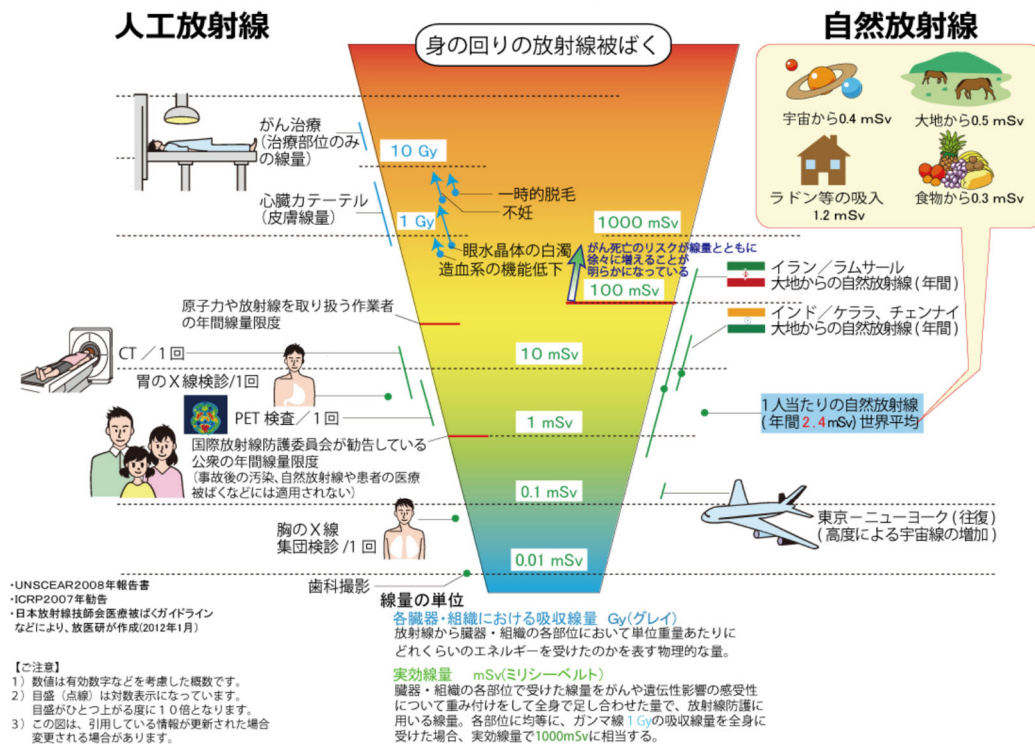
放射線が人体へ及ぼす影響は、主として被ばくした本人に現れる身体的影響であり、急性障害及び晩発障害に分けられる。また、被ばくした人の子孫に現れる遺伝的影響も考えられている。(次ページの図表参照)

そのため、高線量の被ばくを防護する対策とともに、長期にわたる低線量被ばくの影響を防ぐ対応が必要になる。

なお、人体への影響は、科学的にすべてが解明されているわけではないことにも留意する必要がある。

(参考) 放射線の人体への影響

種類	障害	主な疾病	影響
身体的影響 (本人)	[急性障害] (短時間に大量の放射線を被ばくした後、数時間から数週間以内に現れる障害)	脱毛、不妊等	確定的影響 (一定以上の高い線量を受けると、ほぼ確実に影響が発生する値(しきい値)がある)
	[晩発障害] (放射線被ばく後、数ヵ月以上経過した後に現れる障害。若年者ほどリスクが高くなる。)	白内障 がん・白血病	確率的影響 (低い線量のときに、高線量と同様の相関があるという仮定での人体への影響(しきい値のない直線仮設))
遺伝的影響 (子孫)	[遺伝的障害] (放射線を被ばくした人の子孫に放射線の影響が現れる障害)		



出典：放射線医学総合研究所

(3) 人体への影響には「年齢差」や「性差」がある

若年者(特に新生児や乳幼児)及び妊婦は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいため、以下の予防措置を優先的に行う必要がある。

また、晩発障害については若年者ほどリスクが高くなる。

(予防措置)

○屋内退避、避難(放射性ヨウ素(ヨウ素 131)の半減期は約8日であり、早急な退避により、被ばくの危険性を大きく減少できる。)

○飲食物の摂取制限

○安定ヨウ素剤の予防服用

2 被ばくの低減化対策（防護対策）

原子力施設から放出された放射性物質による周辺住民の被ばくをできるだけ低減するために、周辺住民等に対して、以下の防護対策が実施される。

(1) 屋内退避、避難

措置	効果
屋内退避	建家の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減する。 屋内退避は、避難に比べて混乱の発生する可能性が比較的少ない。
コンクリート屋内退避	屋内退避より遮へい及び気密効果が大きく、さらなる被ばくの低減が期待できる。
避難	避難は、放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。 避難する方向は、風向きと直角の方向や風上方向に向かうのが有効だが、風向きが変化した場合を考慮して、放出源からできるだけ遠方に避難することが望まれる。

(2) 安定ヨウ素剤予防服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであり、副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する必要がある。

(3) 飲食物摂取制限

緊急時環境放射線モニタリングによる詳細な調査結果に基づき、原子力安全委員会により示された指標値を超える飲食物が見つかった場合に、摂取制限の実施を検討する。

(4) 立入制限

緊急時においては、放射性物質の放出による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護対策、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう立入制限区域を設け、車両、人の立入りが制限される。この立入制限区域は、一般には防護対策区域の外側に大きく網をかける形で設定される。

防護対策区域は、事故発生施設を起点として気象条件や放射性物質の放出の状況等により定められる。

なお、福島第一原発事故では、避難指示が出された発電所から半径 20 km の圏内が「警戒区域」に設定され、立ち入りが制限された。

第5節 計画の修正に際し遵守すべき指針

本計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和6年9月11日全部改正）を遵守するものとする。

（参考）原子力規制委員会

平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった課題を除去するため、原子力規制委員会設置法第2条に基づき、新たに設置された機関。環境省の外局として平成24年9月19日に発足した。委員会の事務局として原子力規制庁が置かれている。

委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする。

（参考）原子力災害対策指針

原災法第6条の2に基づき、原子力規制委員会が定める、原子力災害の予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針をいう。

（指針の内容）

- ①原子力災害
- ②原子力災害事前対策
- ③緊急事態応急対策
- ④原子力災害中長期対策
- ⑤東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策
- ⑥今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における高浜発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。(原子力災害対策指針第1(2)を参考に作成)

1 放射性物質又は放射線の放出

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は下表のような形態によって放射性物質が周辺環境に放出される。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

放射性物質	放出形態
(ア) 大気へ放出の可能性 がある放射性物質	気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性が高い。 また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。
(イ) 固体及び液体状の放射性物質	土壌やがれきに付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

(2) 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

想定	放出形態
(ア) 火災、爆発等による 核燃料物質の放出	核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は前記(i)と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。 ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が容量として多くなる。
(イ) 臨界事故による放射 性物質又は放射線の 放出	臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。 遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、透過力の強い中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 本町の位置と新基準の関係

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を市町村で定める必要がある。

本町は、いずれの発電所の「予防的防護措置を準備する区域（PAZ。原子力発電所から概ね半径5kmの範囲）」に該当しないものの、高浜発電所の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ。原子力施設から概ね半径30km）」に、本町の東部地域が該当する。

（参考）原子力災害対策指針において実施すべき対策に応じて設定された新たな基準

【原子力発電所の場合】

基準	概要
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径5km」とする。 PAZは、Precautionary Action Zoneの略。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね30km」とする。 UPZは、Urgent Protective action planning Zoneの略。

2 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

本町は、この度の福島第一原子力発電所の事故における事態・対応と、原子力災害対策指針において示されている基準を踏まえて、講じるべき対策を定めておくこととする。

本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、UPZの基準を踏まえて、高浜発電所から概ね半径30kmの範囲とし、具体的には次ページの表の地域とする。

5 〈1. 総則〉 第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ 範囲）

設定基準	高浜発電所の緊急防護措置を準備する区域	
集落数	19自治区	
人 口	1, 294人	
世帯数	603世帯	
避難対象地域 (自治区)	日出 (ひで) 高梨 (たかなし) 西平田 (にしひらた) 東平田 (ひがしひらた) 大浦 (おおうら) 立石 (たていし) 耳鼻 (にび) 亀山 (かめやま) 大原 (おおはら) 新井 (にい)	泊 (とまり) 津母 (つも) 峠 (とうげ) 畑谷 (はただに) 井室 (いむろ) 六万部 (ろくまんぶ) 野室 (のむろ) 湯之山 (ゆのやま) 成 (なる)
原子力発電所から 30km圏町域面積 (UPZ 範囲の地域)	16. 95km ² (町全域の27. 3%)	

(人口、世帯数は伊根町住民基本台帳情報（令和 7 年 1 月 1 日現在）)

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく、以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（高浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとし、U P Zの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置（屋内退避）を実施することとする。

（参考）原子力災害対策指針において設定された新たな緊急事態区分

緊急事態区分	概要
警戒事態 （原災法 10 条事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）	警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に通報しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

5 〈1. 総則〉 第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

緊急事態区分	概要
全面緊急事態 (原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)	全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らしあわせ、必要な防護措置を実施することとする。

別図1 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{※9}	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳 ・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率

(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第 9 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、本町、府並びに本町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、総則第 3 節に定める「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるほか、下表のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊根町	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 伊根町原子力災害対策本部（以下「町原子力災害対策本部」という。）等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 水道水の水質管理等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 府が行う原子力防災に対する協力 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
府	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府原子力災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
京都府宮津警察署	1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
宮津与謝消防組合	1 災害による被害報告と情報の収集及び広報 2 負傷者の救護、救助及び搬送 3 被災者の救出、救助及び被災者救助保護 4 立入禁止区域等における火災防ぎょ 5 避難に関する広報及び避難誘導 6 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導

5 〈1. 総則〉第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	第八管区海上保安本部	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
	大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊	1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保
指定 公共 機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備、 放射線防護機材、消防救助用機材等〕 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力
指定 地方 公共 機関	一般社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府バス協会 丹後海陸交通株式会社	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
公共 的 団 体	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

本町は、関西電力株式会社が修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、府から意見聴取を受けたときは、本町の地域防災計画と整合性を保つなどの観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

（参考）原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項において、原子力事業所ごとに策定することが定められている計画。

原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画原子力災害対策計画編、都道府県地域防災計画、市町村地域防災計画等と調整を図り、一体的かつ有機的に機能するよう留意されている。

2 防災要員の現況等の届出の受理

本町は、関西電力株式会社が府に届け出た高浜発電所における原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、府から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関、企業等との連携強化

本町は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等の連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者との間で協定をあらかじめ締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 応急・復旧活動時に有用な資機材の備え

本町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公共用地、国有財産の有効活用

本町は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備

本町は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行うものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

本町は、国、府、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 本町と関係機関相互の連携体制の確保

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府、関西電力株式会社、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、下表の項目を参考に情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関西電力株式会社、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

特に、関西電力株式会社とは、本計画などにより、平常時、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

情報の収集・連絡体制	留意点
関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口	夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。
防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先	電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人等が想定される。
防護対策の決定者への連絡方法	報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。
関係機関への指示連絡先	夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。

(2) 機動的な情報収集体制

本町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

本町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

本町は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

(5) 移動通信系の活用体制

本町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

本町は、町原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

本町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

本町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

本町は、国、府及び関西電力株式会社、その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、下表のような高浜発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、社会環境に関する資料等を町原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

項目	整備を行うべき資料例
ア 高浜発電所に関する資料	(ア) 原子力事業者防災業務計画 (イ) 高浜発電所の施設配置図
イ 社会環境に関する資料	(ア) 周辺概況図 (イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。） (ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。） (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。） (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（高浜発電所との距離、方位等についての情報を含む。） (カ) 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	(ア) 周辺地域の気象資料（過去数年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等） (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取の候補地点図 (ウ) 線量推定計算に関する資料 (エ) 平常時環境放射線モニタリング資料 (オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況
エ 防護資機材等に関する資料	(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況 (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制 (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
オ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料	(ア) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リストを含む） (イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等） (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
カ 避難に関する資料	(ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの） (イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした府と調整済のもの）

(参考) 要配慮者

災害時の避難等で特に配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などのこと。（以下「要配慮者等」という。）

3 通信手段・経路の多様化

本町は、国及び府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、下表の方針に基づき、緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備をあらかじめ行うとともに、その操作方法等の習熟に努めるものとする。

5 〈2. 原子力災害事前対策〉第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置について、事前調整を行うものとする。

手段・経路	実施方針
(1) 町行政情報配信システム「いねばん」の整備拡充	本町の行政情報配信システム「いねばん」のさらなる整備拡充に努める。
(2) 京都府衛星通信系防災情報システムの活用	府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムについて、原子力防災への活用と維持・管理に努める。
(3) 機動性のある緊急通信手段の確保	府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用に努める。
(4) 災害時優先電話等の活用	N T T 西日本株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
(5) 通信輻輳の防止	移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、国（総務省）と事前の調整を実施する。
(6) 非常用電源等の確保	本町の庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 また、停電時の電源を確保するため無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。 さらに、必要に応じて、移動電源車の派遣要請を行う。
(7) 保守点検の実施	通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第5節 緊急事態応急体制の整備

本町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

また、この体制を「第3章 緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 本町の警戒態勢

本町は、府から「情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知」又は「施設敷地緊急事態発生の通報」の連絡を受けた場合に備え、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成とともに、作成したマニュアルに基づく訓練や職員間及び関係機関への周知徹底を図るなど、必要な体制整備に努めるものとする。

(2) 京都府原子力災害警戒本部等への職員の派遣体制

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに京都府原子力災害警戒本部又は京都府原子力災害対策本部に本町職員を派遣し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、同本部に配置する担当職員をあらかじめ指名するなど、職員の派遣体制等を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、速やかに町長を本部長とする町原子力災害警戒本部、町原子力災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営する。

町原子力災害対策本部等の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等については、一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」に準じるものとする。

また、本町において迅速な防護対策の実施が必要となった場合、町長（意思決定者）への情報の連絡及び防護対策の指示を行うための体制については、次ページの「連絡系統図」のとおりとする。

なお、この際意思決定について判断の遅滞がないよう、町長（意思決定者）が事故又は欠けたときは、町災害対策副本部長がその職務を代理するものとする。

3 長期化に備えた動員体制の整備

本町は、国、府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

本町は、平常時から府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

本町は、消防の応援について、相互応援協定等に基づく防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

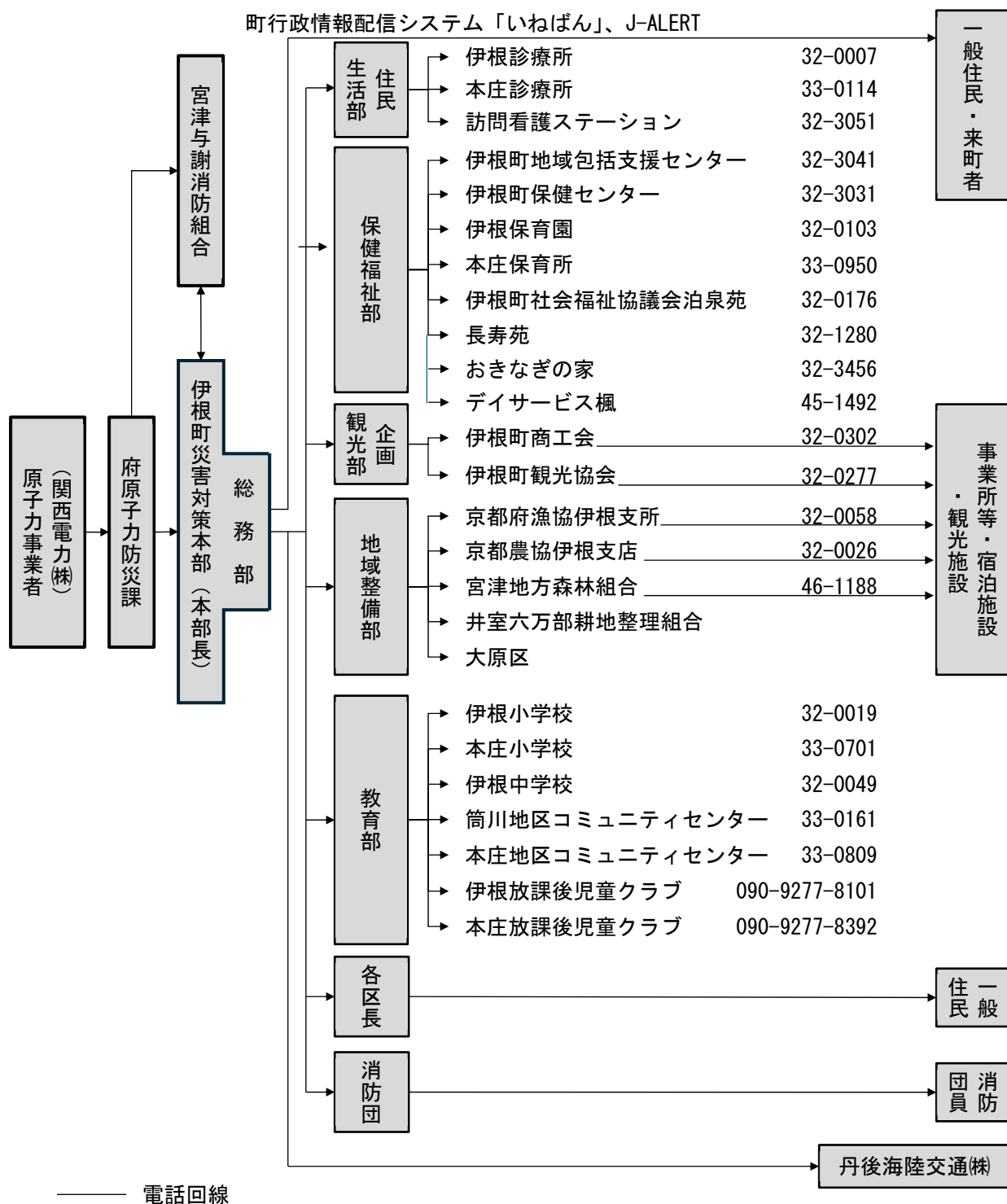
6 自衛隊との連携体制

本町は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。（一般計画編第2章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

5 〈2. 原子力災害事前対策〉第5節 緊急事態応急体制の整備

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

（連絡系統図）



7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

本町は、府の協力の下で、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに、必要に応じて被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の推進を図るものとする。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、府原子力災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

さらに、本町、府、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整しておくほか、府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法など必要な準備を整えておくとともに、庁内担当部署等にその内容の周知徹底を図るものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は下表のとおりである。

広域応援協定リスト
京都府広域消防相互応援協定書（伊根町地域防災計画「参考資料6」）
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書（同「参考資料8」）
災害医療救護活動に関する協定（同「参考資料10」）
近畿府県市町村会災害時相互支援に関する協定書（同「参考資料25」）
両丹都市消防相互応援協定に関する協定書（同「参考資料27」）

（参考）避難退域時検査

避難所や救護所に収容された住民等の被ばくの程度を、放射性物質の吸引及び経口摂取による内部被ばくや汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し、必要な処置を行うためにふり分けをすること。

8 対策拠点施設の活用

本町は、国及び府等とともに、対策拠点施設（オフサイトセンター。福井県高浜原子力防災センター）を平常時からの訓練等に活用するものとする。

9 モニタリング体制等

本町は、府が実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制の整備に努める。

また、府を通じて、国、原子力事業者、その他モニタリング関係機関等と、平常時より府が設置している環境放射線モニタリングの観測データの共有体制を構築するなど、緊密な連携に努める。

なお、環境放射線モニタリングの状況は下表のとおりであり、府と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図る。

モニタリングポスト	① 日出測定所	⑪ 倉梯測定所	⑳ 園部測定所
	② 峰山測定所	⑫ 老富測定所	㉑ 盛郷測定所
	③ 上司測定所	⑬ 地頭測定所	㉒ 美山測定所
	④ 宮津測定所	⑭ 上杉測定所	㉓ 亀岡測定所
	⑤ 田井MP	⑮ 綾部測定所	㉔ 久多測定所
	⑥ 大山測定所	⑯ 福知山測定所	㉕ 上京測定所
	⑦ 塩汲測定所	⑰ 八津合測定所	㉖ 伏見測定所
	⑧ 岡安測定所	⑱ 倉谷測定所	㉗ 乙訓測定所
	⑨ 夕潮台MP	⑲ 島測定所	㉘ 宇治測定所
	⑩ 吉坂測定所	㉑ 本庄測定所	㉙ 木津測定所
合計	モニタリングポスト 30箇所		

（令和6年4月現在）



(参考) 府のモニタリングポスト配置図

出典：京都府環境管理課

10 専門家の派遣要請手続

本町は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、府に対して事態の把握のために専門的知識を有する国等の職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

本町は、国、府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

本町は、国及び府と連携し、複合災害の発生可能性を十分に認識し、防災計画等を見直し、備えの充実を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(参考) 複合災害

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故における原子力災害は、自然災害と原発事故の複合災害といわれるものである。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

本町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第6節 避難収容活動体制の整備

1 原子力災害住民避難計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本町は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、高浜発電所から概ね半径 30 km の範囲（UPZ の基準）となる、本町の東部域の 19 自治区を設定している。（第1章第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」参照）

そのため、本町に先行して実施される予防的防護措置を準備する区域（PAZ。原子力施設から概ね半径 5 km）の円滑な住民避難に配慮しつつ、国、府及び関西電力株式会社の協力の下、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、当該地域住民の屋内退避及び避難誘導のための伊根町原子力災害住民避難計画を策定するものとする。

(2) 計画策定の基本的な考え方

原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

- ア 国及び府が中心となって、関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。
- イ 避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。
- ウ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- エ 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面の避難先を定める。
- オ 一時的な避難となる一次避難先は、学校施設やコミュニティセンター等公共的施設を優先して使用することとし、教育への影響を配慮して、学校施設の使用は2分の1を上限とする。
- カ 中長期的な避難となる二次避難先は、早期の対応を図るため、当面の措置として、一次避難先の市町村の区域に関わらず、宿泊施設や民間賃貸住宅等を活用する。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

避難所等は、一般計画編第2章第9節「避難等に関する計画」による。

避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性も考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。また、国及び府の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなどの広域避難体制を整備するものとする。

さらに、庁舎及び公共施設、避難所等の放射線防護機能の整備を進める。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

本町は、府等と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

本町は、府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在（一次避難）に係る応援協定の締結

本町は、府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所等を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

本町は、国、府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関する供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

本町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備、物資の備蓄等の整備

ア 本町は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域住民の避難所として、UPZ範囲外の町内の避難所を使用する。

イ 緊急時モニタリング状況により、町外への避難が必要になった場合、町外の避難所として、京丹後市又は精華町の施設を想定する。

ウ 上記を想定し、京丹後市、精華町、府と連携し、避難生活の環境を良好に保つための衛生管理に係る設備や、避難生活に必要な食料や生活必需品等の備蓄、要配慮者等にも使いやすい施設・設備、災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器などの整備に努めるものとする。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 関係機関との連携体制

本町は、府の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難行動要支援者避難支援プラン等の充実、個別計画の作成を図るものとする。

エ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

オ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅避難行動要支援者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。

(2) 医療機関利用者等の避難体制

医療機関の管理者は、本町及び府と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 社会福祉施設入所者等の避難体制

社会福祉施設の管理者は、本町及び府と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、本町及び府と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を策定するものとする。

また、本町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町役場、保育所同士の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、府と連携し、学校等が保護者

との間で災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の策定

公共施設や観光施設など不特定多数の者が利用する施設の管理者は、本町や府と連携し、避難誘導に係る計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

本町は、避難のための立ち退きの指示を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、本町が指定した避難所等以外に避難する場合も考慮し、避難状況を確実に把握する体制整備に努めるものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

本町は府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

本町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難所等・避難方法等の周知

本町は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。そのため、本町は、国、府及び関西電力株式会社の協力の下、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

10 避難方法の意向確認調査の実施

本町は、UPZ内の住民を対象とした避難方法に関する意向確認を適宜実施し、自家用車又はバスによる避難する人数を把握した上で具体的な避難方法を検討する。

11 原子力版防災マップの作成

上記の調査結果も踏まえ、住民行動パターンや避難経路をまとめた原子力版防災マップを作成し、各戸配布を行う。

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

本町は、府や国が定める飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制を基に、摂取制限及び出荷制限が行われた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

本町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

本町は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、漁港）、輸送・集積拠点を確保する。

また、本町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

さらに、国、府等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第9節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

本町は、国及び府から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府と協力し、宮津与謝消防組合と調整の上、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

本町は、府及び宮津与謝消防組合と連携し、町職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、町職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備

原子力災害対策指針を踏まえ、府、医療機関等と連携して、P A Z 内及びP A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。

府は、原子力災害対策指針等を参考に、本町と連携して、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

また、府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

【事前配布体制の整備】

- (1) 本町は、府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 本町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催にあわせ、調査票や問診等により、服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。
- (3) 本町は、府と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）となる。
- (4) 本町は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤が適切に管理されているか把握に努めるとともに、使用期限である3年又は5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

- (1) 本町は、府と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 本町は、府と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、効能又は効果、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

安定ヨウ素剤保管状況

種別	数量	保管場所	使用期限	備考
丸薬	8,000 丸	伊根町国民健康保険本庄診療所 薬品室	2027. 3 (2,000 丸) 2028. 12 (6,000 丸)	府配備
ゼリー (16.3 mg) 新生児	20 包	伊根町国民健康保険本庄診療所 薬品室	2026. 5 (20 包)	府配備
ゼリー (32.5 mg) 乳幼児	125 包	伊根町国民健康保険本庄診療所 薬品室	2028. 5	府配備
ゼリー 乳幼児	175 包	特別養護老人ホーム 長寿苑	2028. 5	府配備

4 原子力災害医療体制等の整備

本町は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染などの原子力災害医療について協力し、緊急時の医療体制についての正確な情報把握と医療機関との緊密な連絡調整を図るものとする。

本町の属する丹後地域保健医療圏の体制は下表のとおりである。

区分	圏域	医療機関名	所在地
初期	丹後	京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481
		公益財団法人丹後中央病院 ※	京丹後市峰山町字杉谷 158-1
		京丹後市立弥栄病院 ※	京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1
		京丹後市立久美浜病院 ※	京丹後市久美浜町 161
二次	-	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町 1-1
三次	-	独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1
		国立大学法人広島大学	広島市南区霞 1-2-3

※は府防災対策で新たに府が追加指定した医療機関

出典：京都府防災対策

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

本町は、国及び府、宮津与謝消防組合と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、必要となる資機材をあらかじめ整備するものとする。

整備する資機材は、サーベイメータ、個人線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。

また、平常時より、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、府、国及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

なお、本町の原子力災害対応資機材の保有状況は下表のとおりである。

品名	メーカー名	型式	数量	備考
エネルギー補償形γ線用 シュチレーションサーベイメータ	日本アロカメディカル株式会社	TCS-172B	1 台	
防護服		M, L, AL, XL	42 着	府貸与
個人線量計			21 台	府貸与
衛星携帯電話	NTT ドコモ		2 台	府貸与
β (γ) 線用 GM サーベイメータ	日本アロカメディカル株式会社	TGS-146G	2 台	府貸与
安定ヨウ素剤調剤器具			一式	府貸与
シンチレーション式γ線用 コンパクトサーベイメータ	株式会社 堀場製作所	PA-1100K	7 台	府貸与
X線、γ線、β線用 電離箱サーベイメータ	日本アロカメディカル株式会社	ICS-323C	2 台	府貸与

(平成 26 年 3 月 1 日現在)

6 物資の調達、供給活動

本町は、国、府及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄に当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、町内のUPZ外の地域あるいは町外に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

さらに、国及び府と連携の上、備蓄拠点について輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

なお、町内・府内の備蓄倉庫の設置状況は下表のとおりである。

町内・府内の備蓄倉庫	
伊根町	伊根町防災資材倉庫（伊根町字本坂 584-2） 伊根町本坂倉庫（伊根町字本坂 584） 本坂第二倉庫（伊根町字本坂 584）
宮津市	宮津倉庫（宮津市吉原 府宮津総合庁舎内）
京都市	京都倉庫（京都市上京区西洞院通中立売下ル菊屋町）
京田辺市	田辺倉庫（京田辺市興戸）
亀岡市	亀岡倉庫（亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内）
福知山市	福知山倉庫（福知山市字篠尾 府福知山総合庁舎内）

（平成 26 年 3 月現在）

第 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達の内容と役割等の明確化

本町は、国及び府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた、具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 複合災害における情報伝達体制の整備

本町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、町行政情報配信システム「いねばん」の設備、広報車両等の施設及び装備並びに衛星携帯電話の整備を図るものとする。

3 住民相談窓口の体制整備

本町は、国、府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 要配慮者等及び一時滞在者への情報伝達体制の整備

本町は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び府と連携し、要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 多様なメディアの活用体制の整備

本町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局（FMたんご）、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用など、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 11 節 業務継続計画の活用

本町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するために、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。

このことから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先は筒川地区コミュニティセンターとその周辺施設とするとともに、業務継続計画を活用し、業務継続性の確保を図るものとする。ただし、緊急時モニタリングにより、町外の施設に退避する場合は京丹後市又は精華町の施設を想定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

なお、想定される主な継続業務は、次のとおり。

- ・住民票発行事務
- ・納税証明発行、収納事務
- ・土木業務
- ・上下水道業務
- ・健康相談業務 等

第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び国際的な情報発信

1 住民等に対する知識の普及

(1) 原子力防災に関する広報活動

本町は、国、府及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、町ホームページ、広報紙、パンフレット等により広報活動を実施するものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 原子力施設の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特性に関すること

エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること

オ 緊急時に、本町、府及び国等が講じる対策の内容に関すること

カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること

キ 要配慮者等への支援に関すること

ク 緊急時にとるべき行動

ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 防災教育の実施

本町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下で防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 要配慮者等や性別に配慮した広報活動

本町は、防災知識の普及と啓発に際し、要配慮者等にも十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 避難状況の確実な把握

本町は、避難状況の確実な把握に向けて、本町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。

2 防災対策に関する知見や教訓に係る情報発信

(1) 災害に関する資料の収集整理

本町は、国及び府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 諸外国への情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、本町は国及び府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

本町は、国及び府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、府及び指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなどにより、人材育成に努めるものとする。

また、国、府及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者及び消防団員に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に本町、府及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練の実施計画の企画立案

本町は、国、府、関西電力株式会社など関係機関の支援を受けて、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、府と共同若しくは本町独自に行うものとする。

- ア 町原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 総合的な防災訓練の実施計画への参画

本町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、府と連携して住民避難及び住民に対する情報提供等の本町が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

(参考) 原子力災害対策特別措置法第13条(抜粋)

(防災訓練に関する国の計画)

第13条 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練(同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。)は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

(参考) 災害対策基本法第48条

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

本町は、計画に基づき、国、府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

本町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、府、関西電力株式会社等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

本町は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、関西電力株式会社の協力を受けて作成する「大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオ」に基づき、現場の判断力向上に繋がる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

その例として、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなどがある。

また、本町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価をとおして改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

5 〈2. 原子力災害事前対策〉第14節 防災訓練等の実施

なお、訓練方法及び事後評価の方法は、必要に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

(参考) 訓練時の主なチェック項目

訓練の種類	チェック項目
原子力災害対策本部設置運営訓練	ア 職員の非常参集時間 イ 担当職員不在の場合の代替措置 ウ 通信手段の確保 エ 必要な資料の準備状況 等
住民避難訓練	ア 住民広報の状況 イ 住民への周知の徹底 ウ 要配慮者等の対する措置状況 エ 住民の移送状況 オ 避難の確認作業の状況 等

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、関西電力株式会社と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を京都府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、関西電力株式会社等に協力して、消火、人命救助、救急等の必要な措置を実施するものとする。

2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、関西電力株式会社等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施するものとする。

3 海上保安部署

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、関西電力株式会社等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 本町で事故が発生した場合の対応

本町は、府等と協力して事故の状況の把握に努めるとともに、国又は府の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難などの一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第16節 災害復旧への備え

本町は、災害復旧に資するため、国及び府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 3 章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

府は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生について連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとしている。

本町は、原子力規制委員会及び府から情報収集事態の連絡を受けたときは、その内容について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合（連絡系統図1 参照）

本町は、原子力規制委員会から警戒事態に該当する自然災害を認知したとの連絡を受けた場合や関西電力株式会社から高浜発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したとの連絡を受けたとき等、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。また、通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するものとする。

(3) 「施設敷地緊急事態発生通報」の連絡の場合（連絡系統図2 参照）

本町は、高浜発電所の原子力防災管理者及び原子力規制委員会から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の連絡を受けたときは、屋内避難の準備を行うよう関係機関や地域住民に連絡するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 「施設敷地緊急事態発生通報」後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力防災管理者は、本町、府、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、舞鶴海上保安部署、原子力防災専門官等に施設敷地緊急事態発生後における施設の状況、関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にFAXにより連絡することとされている。さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

本町は、府等から情報を得るとともに、各々が行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。また、防災関係機関との間において、府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等

原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をFAXで送付する。あわせて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をFAXで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとしている。

本町は、対策拠点施設において、国の原子力災害現地対策本部、府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社及びその他関係機関が行う緊急事態応急対策について、府を通じて必要な情報を共有するとともに、必要な調整を行うものとする。

また、府に対し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

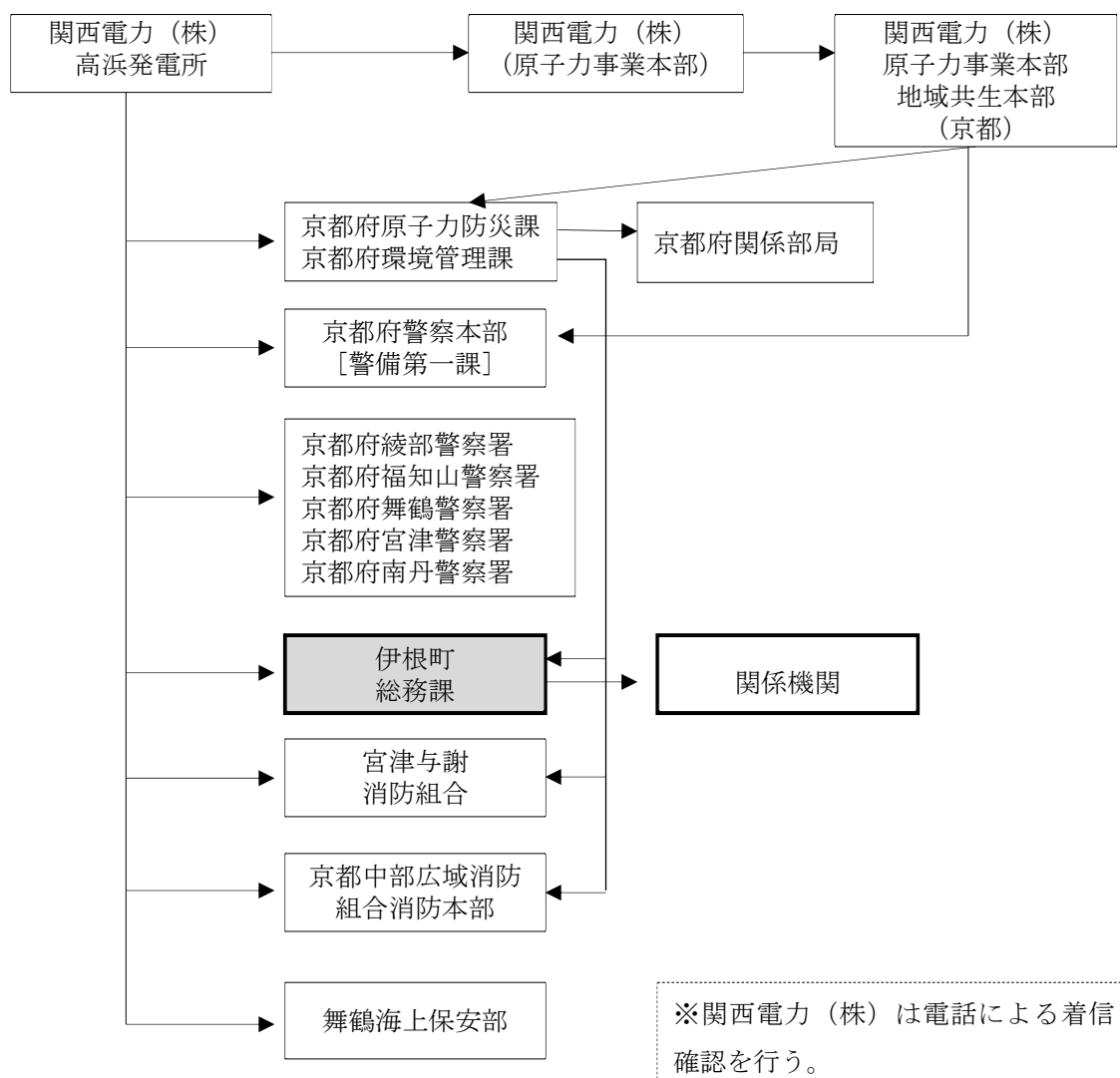
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムや衛星携帯電話等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

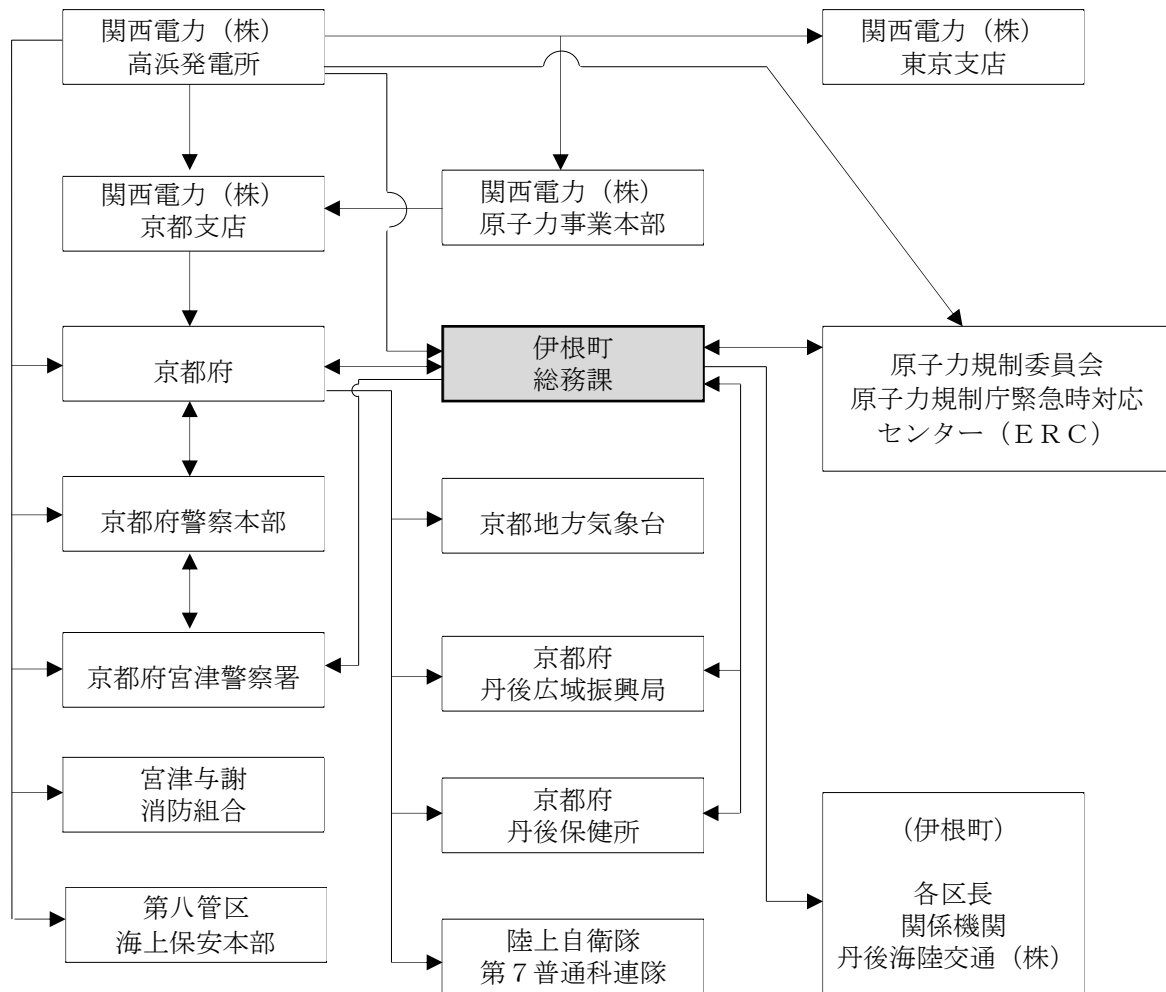
本町は、あらかじめ定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、警戒事態における緊急時モニタリングの準備や施設敷地緊急事態における人員の協力等を通じ、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画し、可搬型モニタリングポストの設置等を行うものとする。

また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握及び情報共有に努めるものとする。

(連絡系統図1) 警戒事態発生時の情報連絡系統図(高浜発電所)



(連絡系統図2) 施設敷地緊急事態発生通報の連絡系統図



※上図は本町に関係する主な機関のみ表示

第3節 活動体制の確立

1 本町の活動体制

(1) 情報収集事態発生時の警戒態勢

ア 町原子力災害警戒本部の設置

本町は、情報収集事態発生に関する情報連絡を受けた場合、直ちに、総務課長、地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が設置及び閉鎖を決定する。

イ 町原子力災害警戒本部の主な業務

本部長（町長）の指示事項の伝達

府及び防災関係機関との連絡調整

災害状況の調査及び情報収集

ウ 町原子力災害警戒本部の閉鎖

町原子力災害対策本部が設置された場合においては、町原子力災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を町原子力災害対策本部に引き継ぐ。

(2) 警戒事態発生時の警戒態勢

ア 町原子力災害警戒本部の設置

本町は、警戒事態発生との連絡を受けた場合、直ちに町長を本部長とする町原子力災害警戒本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、府及び防災機関へその旨を連絡するものとする。

イ 町原子力災害警戒本部の組織等

町原子力災害警戒本部の組織、構成等は、一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」1（4）「事故対策本部」のとおりとする。

ウ 町原子力災害警戒本部の閉鎖

町原子力災害警戒本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

町原子力災害警戒本部長が高浜発電所の事故の終結を確認し、事故対策が完了したとき又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

町原子力災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生等の通報を受けた場合の態勢

ア 町原子力災害対策本部の設置

本町は、府から施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生との通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、直ちに町原子力災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

また、地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生し、京都府原子力災害対策本部において各災害のグループを設置したときは、各グループと緊密な連携を図るものとする。

イ 町原子力災害対策本部の組織配備体制、参集方法等

町原子力災害対策本部の組織、構成等は一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」の「2 伊根町災害対策本部の設置及び閉鎖等」のとおりとする。

ウ 町原子力災害対策本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

町原子力災害対策本部長（町長）が、高浜発電所の事故の終結を確認し、原子力中長期対策が完了したとき又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

エ 府への連絡

町原子力災害対策本部長（町長）は、町原子力災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び府知事へ連絡するとともに、府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

オ 情報の収集

本町は、施設敷地緊急事態発生との通報を受けた場合、府、関西電力株式会社等から情報等を得るとともに関係機関との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

2 府原子力災害警戒本部等への職員の派遣

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、あらかじめ定められた職員を直ちに京都府原子力災害警戒本部又は京都府原子力災害対策本部に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

本町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、府とともに国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

本町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、関係自治体等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

本町は、必要に応じ、京都府知事に対し、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、京都府知事に対して、指定行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、その他必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し、派遣の要請を行うものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を行うものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

本町は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下に汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保の方針

本町は、本町の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地原子力災害対策本部）及び現場指揮者等との連携を密にし、府の協力を得て適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に努めるものとする。

(2) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。

イ 本町の防災業務関係者の放射線防護を担う班を定めておくものとする。

ウ 本町の放射線防護管理を担う班は、必要に応じ、府など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

エ 本町は、応急対策活動を行う本町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

オ 本町は、本町の防災業務関係者の安全確保のため、京都府原子力災害警戒本部等において、国、府、関西電力株式会社等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 防護対策

ア 町原子力災害対策本部長（町長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備など、必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 本町は、府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

第4節 避難、一時移転等の防護活動

1 避難、一時移転等の防護活動の実施

(1) 警戒事態が発生した場合

本町は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内避難）の準備を行うこととする。

(2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発出した場合、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施にあわせ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ外への避難を行うこととするが、直ちにUPZ外への避難行動を行うことにより健康リスクが高まる可能性があるときは放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させることがあり、これらの内容について、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、一時的な屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、本町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び府と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいた運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には府と連携し、国に要請するものとする。

さらに、住民に対して、避難や避難退域時検査等の場所、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

（参考）原災法第15条第3項

内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域（緊急事態応急対策を実施すべき区域）を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

(表) O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳 ・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（3）円滑な防護活動の実施

- ア 本町は、住民等の避難誘導に当たっては、府と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び府に対しても情報提供するものとする。
- イ 本町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、府と協力し、戸別訪問、避難所における確認など、別途定める「原子力災害住民避難計画」に基づき、住民等の避難状況を確認するものとする。
また、避難状況の確認結果について、本町は、原子力災害現地対策本部等及び府に対しても情報提供するものとする。
- ウ 本町の町域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、府は受入先の市町村と協議の上、本町に対し、避難所等となる施設を示すこととされている。
- エ 本町は災害の実態に応じて、府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼び掛けるものとする。
- オ 感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、府や関係機関等と連携して対応する。

2 避難行動

避難を行う際には、別途定める「原子力災害住民避難計画」に基づき、行うものとする。
なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

3 避難所等での生活支援

（1）住民等への周知、避難所等の確保

本町は、府と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

(2) 避難状況の把握

本町は、府と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び本町に提供するものとする。

(3) 生活環境対策の実施

本町は、府の協力の下、避難所等における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化に対応するため、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣料の確保、配食等の状況、し尿やごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」(京都府生活衛生課作成)に基づき犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、被災者支援の観点から避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難者の体調管理、衛生管理の実施

本町は、府と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) ニーズに対応した運営管理

本町は、府の協力の下、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

(6) 避難の長期化等への対応

本町は、府の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 避難所等の早期解消

本町は、府の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 健全な住生活の早期確保

本町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び府と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び府に資機材の調達に関して要請するものとする。

4 広域一時滞在の円滑な実施

(1) 他の市町村への受入れ要請

本町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所等、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、また、他の府県の市町村への受入れについては、府に対し、当該府県との協議を求めるものとする。

(2) 府への支援要請

本町は、府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(3) 被災者を受入れることができる施設の検討

本町は、避難所等を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

原子力災害対策本部から避難及び除染措置を実施するよう指示が出された場合、本町は、府が実施する、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染に協力するものとする。

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

本町は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

(2) 本町は、府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

7 要配慮者等への配慮

(1) 健康状態の把握

本町は、府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、ユニバーサルデザイン向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在院患者等の迅速な避難の実施

医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。また、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し、速やかに報告するものとする。

(3) 社会福祉施設利用者等の迅速な避難の実施

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。また、入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し、速やかに報告するものとする。

(4) 放射線防護対策工事を実施した施設の活用

本町は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、府と連携して、本町内においては特別養護老人ホーム長寿苑を活用するものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町対策本部（教育部）に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設や観光施設など不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立ち退きの指示等があった場合は、別途定める「原子力災害住民避難計画」に基づき、施設の利用者を避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示の実効をあげるための措置

本町は、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効をあげるために必要な措置をとるよう、現地対策本部、宮津与謝消防組合及び関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

また、宮津警察署と連携し、人命の安全第一に、住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動を行うとともに住民等の避難状況を確認するものとする。さらに、避難誘導に当たっては、避難所等の所在地、事故の概要、その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、活動を行うに当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮するものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

（1）生活必需品等の調達

本町は、府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため、必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の調達・確保を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

（2）住民等への物資の供給

本町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、府等によって調達、あるいは引き渡された物資を被災者のニーズに応じて供給するものとする。

（3）物資調達の要請

本町及び府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

1 治安確保対策の実施

本町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び府と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

2 京都府宮津警察署における措置

（1）警戒区域等における措置

警戒区域、避難指示区域等が設定されたときは、関係機関とともに、当該指示等の実効をあげるために必要な措置を講じる。

（2）立入禁止区域等の犯罪の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

（3）住民等への広報

周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、交通規制等の情報を伝達する。

3 第八管区海上保安本部における措置

（1）警報の伝達と避難の指示

町長が避難のための立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は町長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示するものとする。

（2）海上における安全の確保

海上の治安維持を確保し、航行制限等の交通規制を行うものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 地域生産物の摂取制限

本町は、放射性物質が放出され、国がO I Lに基づき一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう指示をし、町内がその区域に含まれたときは、当該区域内において、地域生産物の摂取制限を実施し、住民に公表するものとする。

2 飲食物の汚染状況の検査及び公表

本町は、国がO I Lに基づき緊急時モニタリングを行い、府が国からの要請又は独自の判断により飲食物の放射物質による汚染状況の検査を行ったときは、その結果及び飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに解除について、住民に公表するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

本町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、府等の防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送

第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 本町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 本町は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ府や周辺市町に支援を要請するものとする。

ウ 本町は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

エ 災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定に基づき、住民輸送を実施する。

2 緊急輸送のための交通確保

本町は、町内に緊急輸送のための交通の確保の必要があるときは、道路管理者、京都府警察、原子力災害合同対策協議会と連携し、必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

（1）資機材の確保

本町は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ府、関西電力株式会社、その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

（2）応援の要請

本町は、災害の状況等から救急・救助の応援が必要と認められるときは、消防庁、府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

また、本町は、宮津与謝消防組合と協議し、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を京都府知事に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 受援に対し、本町への進入経路及び集結（待機）場所 など

2 医療活動

本町は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供・広報の実施

本町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、府及び関係機関と協力して、広報車、町行政情報配信システム「いねばん」等あらゆる手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

(2) 情報の一元化、定期的な情報提供

本町は、住民等への情報提供に当たって、国及び府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。

さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民に役立つ情報提供

本町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（高浜発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、本町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、住民等の心情の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮して伝達を行うものとする。

(4) 正確な情報提供

本町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、府、周辺市町及び関西電力株式会社と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 多様な方法による情報提供

本町は、情報伝達に当たって、町行政情報配信システム「いねばん」、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 指定した避難所以外の避難状況の把握

本町は、避難状況の確実な把握に向けて、本町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

本町は、国、府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

さらに、被災者の情報について住民等や府から問い合わせを受けたときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被害者の個人情報の管理を徹底するものとする。

3 町長のとるべき措置

町長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、町行政情報配信システム「いねばん」等、あらゆる通報手段を用いて、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

4 第八管区海上保安本部長のとるべき措置

第八管区海上保安本部長は、海上の船舶に対し、船舶がとるべき応急対策について、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第 10 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、本町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

本町は、国、府及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

なお、ボランティアの受入れは、一般計画編第 2 章第 37 節「ボランティア受入計画」に準ずるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

本町は、府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

本町は、義援金の使用について、一般計画編第 2 章第 32 節「義援金品受付配分計画」に準ずるものとする。

なお、その際、府と十分協議の上、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置

1 町役場機能の移転

本町は、庁舎が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合、あらかじめ定めた退避先へ移転するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

2 町役場機能の維持

本町は、あらかじめ定めた業務継続計画（第 2 章第 11 節「行政機関の業務継続計画の策定」参照）に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。1

第12節 水資源対策

- 1 水道事業者は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者・下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。

第13節 家庭動物等対策

本町は、災害発生時に所有者不明の家庭動物や避難所における家庭動物同伴等、家庭動物等に関わる課題が発生したときは、府や関係団体に協力を求め、避難所等の整備とあわせて、家庭動物等の収容や治療について対策をとるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

(参考) 原災法第15条第4項

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

- 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
- 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

第2節 高浜発電所の防災体制の解除後の対応

本町は、高浜発電所の原子力防災体制が解除された旨の連絡を受けた場合においても、国、府、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

本町は、国及び府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

本町は、国、府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

本町は、府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限など、各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図るものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

本町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、本町等が当該住民等に対し避難所等においてとった措置等を、あらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

本町は、府等が作成する被災地の汚染状況図、本町等が実施した応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活全般にわたってのきめ細かな支援

本町は、国及び府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケアなど、生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 被災者の自立に対する援助

本町は、国及び府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 制度等の弾力的運用

本町は、府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

本町は、国及び府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

本町は、国、府、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対する融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るために資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

本町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

第11節 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査

本町は、国や府と連携し、町内における食料等の生活関連物資の受給状況及び価格の動向を監視・調査し、速やかにその結果を公表するものとする。

第 5 章 参考資料

資料1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

※高浜発電所が該当する加圧水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設についての対応

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

5 〈5. 参考資料〉資料1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

出典：原子力災害対策指針（令和6年9月11日）

資料2 原災法第15条

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。
- 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

資料3 用語等の定義・説明

用語等	定義・説明
原子力災害	原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害。 (原子力災害対策特別措置法第2条第1項)
原子力緊急事態	原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。
被ばく (外部被ばく、内部被ばく)	「外部被ばく」は、体外にある放射線源から放射線を受けること。 「内部被ばく」は、放射性物質を吸入、経口摂取等によって体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
予防的防護措置を準備する区域(PAZ。Precautionary Action Zone)	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。区域の目安を「原子力施設から概ね半径5km」とする。
緊急防護措置を準備する区域(UPZ。Urgent Protective action planning Zone)	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径30km」とする。
実効線量	臓器ごとに等価線量と組織加重係数をかけて、全身分を足しあわせたものを「実効線量」という。 実効線量は全身の平均的な影響を考慮した放射線量を表す。 (単位はSv(シーベルト))
Sv(シーベルト) mSv(ミリシーベルト) μ Sv(マイクロシーベルト)	人体に及ぼす影響の大きさを計る放射線量の単位。 日本人が自然界から受ける放射線量は年間平均約1.5mSv(ミリシーベルト)程度。胸部レントゲンは0.3～1mSv(ミリシーベルト)程度。 単位は、1Sv(シーベルト)=1,000mSv(ミリシーベルト)=1,000,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。 1mSv(ミリシーベルト)=1,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。
運用上の介入レベル(OIL。Operation Intervention Level)	環境への放射性物質の放出後、主に住民等の確率的影響の発生を低減するための防護措置を適切に実施するために設定する判断基準。環境において計測可能な値で表される。

出典：原子力災害対策指針、独立行政法人放射線医学総合研究所

資料4 放射線の基礎知識

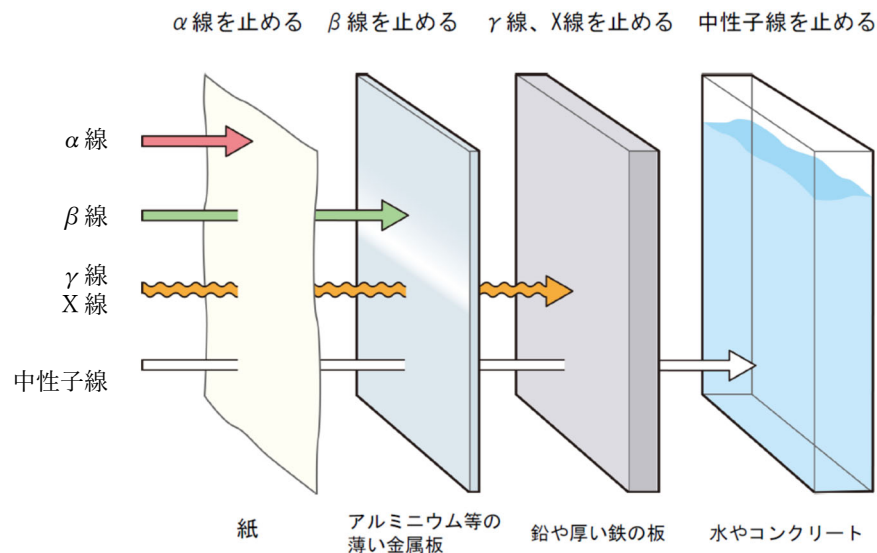
(1) 放射線

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、 α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線などがある。

放射線はこれら種類によって物体を通り抜ける力に違いがあり、それぞれ異なる物質で遮ることができる。

(参考) 放射線の種類と透過力

種類	透過力
α 線	放射線の中でも重い粒子で、空気中では数センチメートルしか飛ぶことができず、わずか紙1枚で遮ることができる。
β 線	β 線も透過力は弱く、アルミ板などの薄金属板で止めることができる。
γ 線 X線	電磁波なので透過力は強い方だが、鉛や厚い鉄板で止めることができる。
中性子線	鉛や鉄も突き抜けるが、水やコンクリートで止めることができる。



出典：資源エネルギー庁HPをもとに作成

(2) 放射能

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」という。懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能に当たる。

(3) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

被ばくの経路	概要
外部被ばく	人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。
内部被ばく	放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込まれ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。 ○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。 ○摂取経路（吸入、経口等）により、被ばく状況が異なる。 ○線量が直読できない。 測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。 摂取日、摂取経路（吸入、経口など）、核種、物質の特性等の情報が必要。

(4) 放射線や放射能の単位

放射能の強さや放射線の影響を表す主な単位は以下のとおり。

種類	単位	概要
放射能の強さ	ベクレル[Bq]	物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位 (放射性核種の1秒間当たりの壊変数)
吸収線量	グレイ[Gy]	物体や人体の組織が受けた放射線の強さを表す単位 (物質1kgに1Jのエネルギーを与える放射線の量)
線量当量	シーベルト[Sv]	人が受けた放射線の健康への影響を表す単位 (吸収線量(グレイ)に生物学的効果比をかけた値) 1Sv(シーベルト) =1,000mSv(ミリシーベルト) =1,000,000μSv(マイクロシーベルト)。 1mSv(ミリシーベルト) =1,000μSv(マイクロシーベルト)。
照射線量	クーロン毎キログラム [C/kg]	放射線の照射の大きさを表現する単位 (空気1kgに1クーロンのイオン対を生成させる放射線の量)

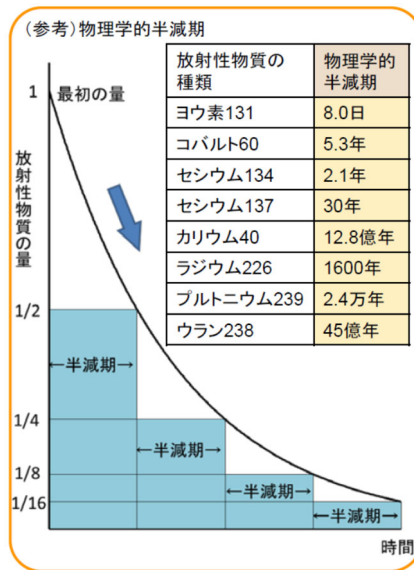
(5) 放射線の特徴

それぞれの放射性物質には固有の半減期(1/2になる期間)があり、半減期には大きく「物理学的半減期」「生物学的半減期」の2種類がある。

「物理学的半減期」は、放射性物質が、放射線を放出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間をいう。

「生物学的半減期」は、体内に取り込まれた放射性物質が、代謝などにより体外に排出されることで半分に減るまでの期間をいう。

(左) 物理学的半減期



(右) 生物学的半減期

	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
物理学的 半減期	8日	2年	30年
生物学的 半減期 (ヒト(全身))	乳児:11日 5歳児:23日 成人:80日	1歳まで: 9日 9歳まで:38日 30歳まで:70日 50歳まで:90日	
生物学的 半減期 (牛(筋肉))	—	未経産:50~60日 雄牛:30~40日 子牛:25~30日	

出典：農林水産省「放射性物質の基礎知識」

(6) 医療被ばく

X線などの放射線を利用した、健診・検診・診断・治療などの医療（放射線診療）に伴って受ける放射線被ばくを、医療被ばくという。

なお、医療被ばくは、がんなどの病気や骨折などを診断したり、治療したりするために必要なことから、他の被ばくのような線量限度は設けられていない。

(7) 実効線量

放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けたときの影響は異なることを考慮して算出する放射線量を実効線量という。実効線量は、放射線の被ばく管理に用いる。

実効線量＝{組織に吸収されたエネルギー（グレイ）×放射線荷重係数×組織荷重係数}

(参考) 人体の組織や臓器の実効線量

表2 組織荷重係数^{※1}

器官・組織	組織荷重係数:W _T
生殖腺	0.20
骨髓(赤色)	0.12
結腸	0.12
肺	0.12
胃	0.12
膀胱	0.05
乳房	0.05
肝臓	0.05
食道	0.05
甲状腺	0.05
皮膚	0.01
骨表面	0.01
残りの器官・組織 ^{※2}	0.05
合計(全身)	1.00

※1 この係数は実効線量算出のためのもので、性、年齢に関係なく使用する。

※2 線量計算上「残りの組織」に取り上げられる器官・組織は:

副腎、脳、大腸(上部)、小腸、腎臓、筋肉、膵臓、脾臓、胸腺、子宮。これらの器官が特に大きい被ばくをした場合には各器官のWTの数値として0.025を用いる。これら以外の器官・組織については障害上問題となる場合は取り上げるが、通常はこれら以外の器官・組織が問題となることはない。

出典：一般財団法人 高度情報科学技術研究機構

資料5 安定ヨウ素剤の主な特性

服用年齢	①特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。 乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。 ②以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。 ア ヨウ素摂取により重い副作用が発生するおそれのある者 (ヨウ素過敏症の既往歴のある者、造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者)
服用回数	服用は原則1回。 安定ヨウ素剤の効果が1日は持続することが認められていることから、1日1回の服用で十分である。なお、2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。
服用量	①新生児は、ヨウ素量 12.5mg (ヨウ化カリウム量 16.3mg) ②生後1か月以上3歳未満は、ヨウ素量 25mg (ヨウ化カリウム量 32.5mg) ③3歳以上13歳未満は、ヨウ素量 38mg (ヨウ化カリウム量 50mg) ④13歳以上は、ヨウ素量 76mg (ヨウ化カリウム量 100mg) ※服用時の注意 現場の医師や担当者に連絡し、指示に従う。また、安定ヨウ素剤内服液は単シロップを含有しているため苦味を感じることは少ないと思われる。苦味を感じた場合、服用後に適量の水を飲んでよい。
副作用等	チェルノブイリ事故直後のポーランドにおけるヨウ素剤配布の例や、医療現場におけるヨウ素剤の使用経験などから、単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀である。 報告された事例からは、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気や下痢などの症状がある。 なお、事故時の緊急避難という特異な周辺環境下における心理的な不安や、心身症的な症状が副作用と見誤られることもあり、医師らの判断を仰ぐ必要がある。 ヨウ素に対する特異体質(過敏症)を有する者がヨウ素を含む製剤を服用すると、アレルギー反応を引き起こす。服用直後から数時間後に急性反応として、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹用皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

出典：公益財団法人原子力安全研究協会ホームページ